市税に係る減免措置調査票

所属名	経済局

① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税
	減免内容 (該当条例等)	地域産業集積活性化対策施設
		条例 規則　第 4 条 の 3 第 18 号
② 財政支援の必要性		(1)政策目的 本施設については、国の地域産業集積活性化法に基づく大阪府中央地域基盤的技術産業集積活性化計画での位置づけにより設置している施設である。中小製造業の操業環境の改善や工場立地にかかる初期投資負担の軽減を図ることにより，ものづくりを支える基盤的技術等の継続発展を目的とする。 (2)支援の必要性(理由) 中小製造業の操業環境の改善や工場立地にかかる初期投資負担を軽減し、良好な操業環境を低廉な賃貸水準で提供する必要がある。
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無
④ ③で「有」とした場合、その理由		製造業は、他の産業の需要を生み出すだけでなく、就労や所得の機会を提供しており社会経済に重要な役割を担っている。とりわけものづくりを支えている基盤的技術産業の支援は大阪産業集積状況からしても重要なことであることから、当施設に対する継続的な税の軽減措置が必要不可欠であるのものと考える。

⑤ 市税の減免措置でなければならない理由があるか？ 市政改革プランにおける「補助金等の見直し調整方針」に照らした場合、見直す必要はないと考えるのか？	・ 本市においては、都市機能を支える税収や市民の雇用・所得の維持増大に向けて、経済主体である、企業の事業活動の円滑化・活発化や地域経済の活性化につながるよう、中小企業の経営基盤の強化や成長への挑戦を支える取り組みを推進し、ビジネス環境を向上させることを目指している。 ・ そのため、大阪経済の主要な担い手である中小企業が事業を継続・発展できるよう、企業・地域ごとの実情や課題・ニーズに的確に対応し、課題解決や経営力強化の支援を着実に推進する必要がある。特に、中小企業の成長分野や海外市場への参入促進に取り組むとともに、活力ある地域社会の実現に向け、区役所と連携しながら、企業等と協働し、経済活力向上の取り組みを支援している。 ・ 中小企業会館の運営母体である、地域工産業会は、地域経済活性化を目指した中小企業振興を目的に設立された団体であり、本市と緊密な連携を図りながら、本市の中小企業支援を補完する取り組みをおこなっている重要なパートナーである。 ・ 同会館は、地域工産業会の活動拠点としてまた、企業間のネットワークづくりや地域経済活性化のための地域の活動拠点として、重要な役割を担っている。 ・ 同会館は、地域中小企業の活動拠点として重要な役割を担っており、同会館の円滑な運営を行うためにも、引き続き固定資産税の減免措置を講ずる必要がある。